2　1の規定にかかわらず、この条のいかなる規定も、締約国が正当な公共政策の目的を達成するために必要な措置であってコンピュータ関連設備の利用及び設置に影響を及ぼすものを採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

第九・十一条　ソース・コード

1　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の自国の区域内における輸入、頒布、販売又は利用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求してはならない。

2　この条の規定の適用上、1の規定の対象となるソフトウェアは、大量販売用ソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品に限定するものとし、中枢的な基盤のために利用されるソフトウェアを含まない。

第九・十二条　協力

1　両締約国は、適当な場合には、電子商取引の発展を促進するため、二国間で協力し、並びに地域的な及び多数国間の場に積極的に参加する。

2　両締約国は、適当な場合には、情報及び経験（電子商取引に関する法令及び最良の慣行についてのものを含む。）であって、特に、消費者の信頼、サイバーセキュリティ、要求されていない商業上の電子メールの防止、知的財産、電子政府及び個人情報の保護に関連するものを共有する。

3　両締約国は、中小企業が電子商取引を利用するに当たって直面する障害を克服するために協力する。

4　各締約国は、自国が利用することができる現存の手段により、自国における非営利団体による電子商取引の促進を目的とした活動（情報及び意見の交換を含む。）を奨励する。

5　両締約国は、活発な電子商取引の環境に不可欠な要素として、国境を越える情報の流れの維持を図ることの重要性を認識する。

6　両締約国は、デジタル・プロダクトの貿易を更に促進することの重要性を認識する。

第九・十三条　電子商取引に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに電子商取引に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定に関連する問題（適当な場合には、第九・四条の規定の見直しを含む。）について討議すること。

(c)　デジタル・プロダクトの貿易を更に促進するための新たな機会を追求すること。

(d)　合同委員会に対して小委員会の所見を報告すること。

(e)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第十章　投資

第十・一条　適用範囲

1　この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、次の事項に関するものについて適用する。

(a)　他方の締約国の投資家

(b)　当該締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産

(c)　第十・七条及び第十・十七条の規定の適用の対象となる全ての投資財産であって、当該締約国の区域内にあるもの

注釈1　この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の投資家により当該一方の締約国の区域内において投資された投資財産に関連するものについても適用する。

注釈2　この章の規定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

2　この章の規定と第七章の規定とが抵触する場合には、次のとおりとする。

(a)　第十・三条、第十・四条及び第十・七条の規定の対象となっている事項に関しては、この章の規定と第七章の規定とが抵触する限度において、同章の規定が優先する。

(b)　(a)に規定する事項以外の事項に関しては、この章の規定と第七章の規定とが抵触する限度において、この章の規定が優先する。

3　この章のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

第十・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「二国間投資協定」とは、二千一年二月十五日に東京で署名された投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定をいう。

(b)　(i)　企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(ii)　企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(c)　「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(d)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(e)　「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(f)　「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

第十・三条　内国民待遇

1　一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、一方の締約国が、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この章の規定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第十・四条　最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第十・五条　一般的待遇

1　一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈1　この1の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われることは、この1の規定に対する違反があったことを証明するものではない。

注釈2　「公正かつ衡平な待遇」には、法の正当な手続の原則に従った刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの締約国の義務を含む。